



D1 グランプリシリーズ関係各位

2020年6月10日

株式会社サンプロス

## 改造箇所詳細解説書の提出義務化 および D1 車両の特別認証制度について

拝啓、日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。株式会社サンプロス D1 事務局は、下記の規則を追加することをお知らせいたします。

敬具

記

競技会に参加予定の車両が当該年度の規則条項に抵触する恐れがある場合、その内容を事前に説明する『改造箇所詳細解説書』の提出を義務付けます（※改造内容を確認するためのものであり、書類提出によって参加許可を保証するものではありません）。

D1 オフィシャルウェブサイトのレギュレーションページ（エントラントページ内）から書類をダウンロードして記入の上、D1 GRAND PRIX / D1 LIGHTS 技術局に提出してください。

また【D1 規則 付則-D1 D1 グランプリシリーズ規定 7.参加車両 7.1) 車両要件】について、ブルテン No.2020-GP-002（別紙参照）を発行し、『特別認証制度』の受付を開始します。

これは、D1GPに新型車で新規参戦する場合に限り、安全性の確保および改造部品や手法が確立された既存車両との性能差を緩和するために、既存レギュレーションの範囲を超えた改造を特別に認め、競技会への参加許可を与えるものです。

なお、特別認証を行う改造内容については、今後のドリフト競技車両の標準的改造になりうる内容に限定されるものとし、以後の規則改訂時に反映することを前提とします。

以上